

第10 参考

1 廃棄物処理法の変遷

昭和45年に廃棄物処理法が制定されて以降、数度の大改正により、現在は平成12年改正法を根幹として運用されています。改正状況は、図表91のとおりです。

図表 91 廃棄物処理法の変遷

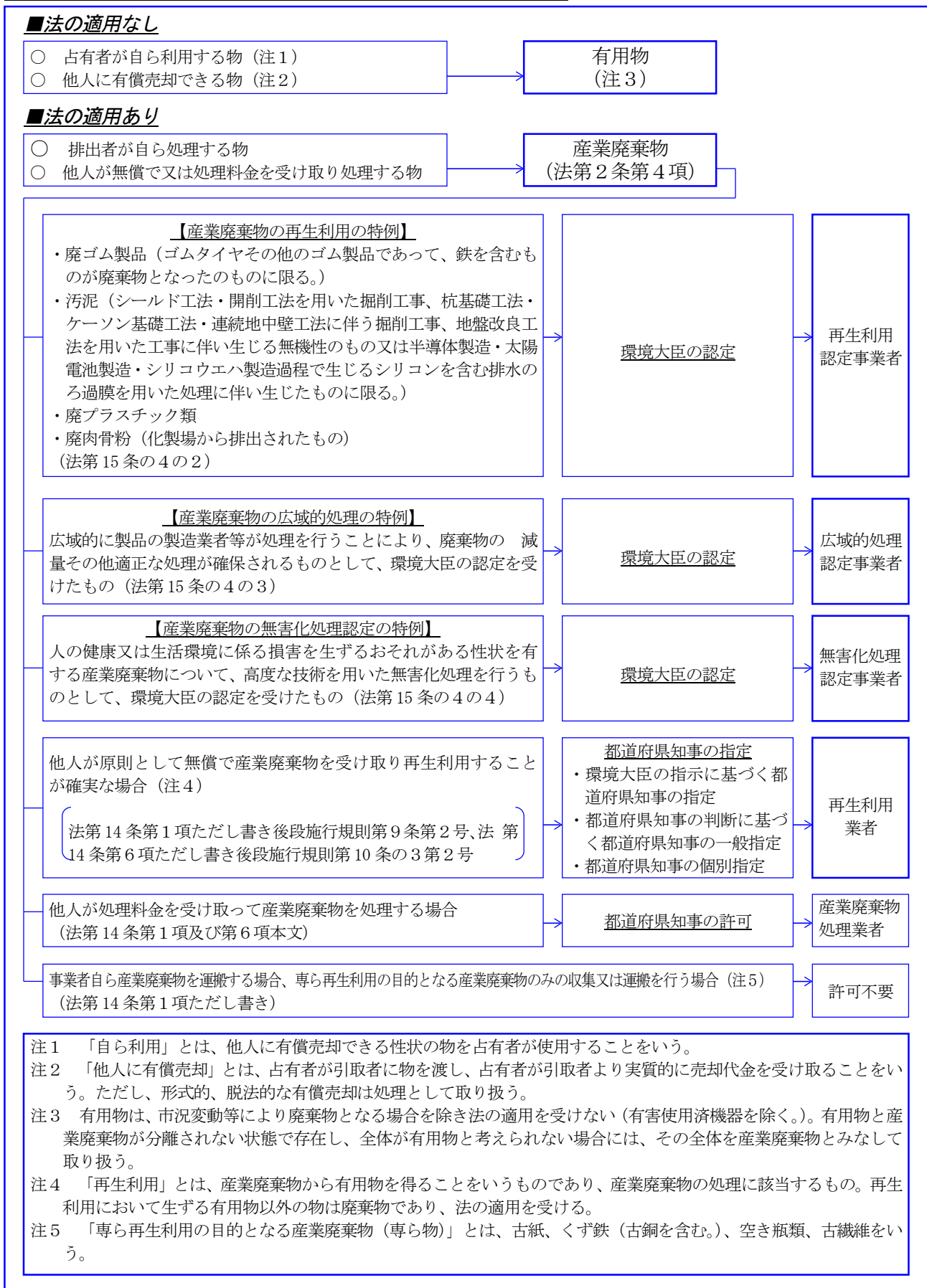
年度	目的	計画・制度等	廃棄物の区分等
昭45	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の適正処理 ●生活環境を清潔にし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理計画は市町村 ●産業廃棄物処理計画は都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の定義 ●一般廃棄物と産業廃棄物 ●有害な産業廃棄物
昭51			
平3	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の発生抑制 ●「再生」を表示 	<ul style="list-style-type: none"> ●多量排出事業者の処理計画作成指示 ●廃棄物処理センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別管理一般廃棄物 ●特別管理産業廃棄物
平4			●輸入廃棄物は産業廃棄物
平6			●シュレッダーダストは安定型から管理型での処分に移行
平9		●多量排出事業者の処理計画における減量の視点の明確化	●紙が付着した廃石膏ボードの取扱い
平10			
平12		<ul style="list-style-type: none"> ●国の基本方針 ●一般廃棄物処理計画は市町村 ●廃棄物処理計画は都道府県 ●多量排出業者の処理計画の策定の義務付けと公表 ●廃棄物処理センターの指定要件緩和 	
平13			<ul style="list-style-type: none"> ●「動物系固形不要物」を追加 ●「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に変更
平14			<ul style="list-style-type: none"> ●「ガラス・陶磁器くず」の範囲改正 ●ダイオキシン類廃棄物を特別管理廃棄物に追加
平15			●ダイオキシン類関連で特別管理産業廃棄物の品目追加
平16		●緊急時の国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ●指定有害廃棄物(硫酸ピッチ) ●PCB廃棄物の範囲拡大と規制強化
平17		<ul style="list-style-type: none"> ●「保健所設置市」から政令市へ ●廃棄物の輸出制度の厳格化 ●補助制度の改正 ●「地方環境事務所」の設置 	
平18			<ul style="list-style-type: none"> ●石綿含有産業廃棄物の定義 ●付着した紙を除去した石膏ボードの取扱い(法改正ではない)
平19			●木くずの区分を変更(物品賃貸業に係る木くず、パレット等を産業廃棄物に区分)
平21			
平22		<ul style="list-style-type: none"> ●多量排出事業者処理計画の見直し ●廃棄物の輸入の許可の対象者の拡大 	
平24			●特別管理産業廃棄物の種類追加(1、4-ジオキサン)
平27			<ul style="list-style-type: none"> ●特別管理産業廃棄物の種類追加(廃水銀等) ●水銀使用製品産業廃棄物の定義 ●水銀含有ばいじん等の定義

年度	適正処理の確保等	排出事業者の責務等	処理業者等
昭 45	●再生利用物 ●適正処理困難物	●事業者の責務	●廃棄物処理業
昭 51	●措置命令の創設 ●再委託の禁止等の処理委託基準強化 ●記録保存 ●再生利用業		
平 3	●不法投棄廃棄物の措置命令の発令要件を緩和	●特別管理産業廃棄物について 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用を義務化	●収集運搬業及び処分業を区分け、更新制度導入 ●欠格要件を拡大
平 4	●廃棄物の国内処理の原則		
平 6			
平 9	●不法投棄された廃棄物の措置命令の対象者を拡大 ●都道府県知事、市町村長による原状回復の代執行に係るルール化 ●原状回復基金制度 ●再生利用認定制度	●すべての産業廃棄物についてマニフェストの使用を義務化 ●電子マニフェスト制度の導入	●処理業の欠格要件を拡充 ●名義貸し禁止 ●無許可業者の受託禁止
平 10			
平 12	●不法投棄廃棄物の撤去命令の対象者を大幅拡大	●排出事業者責任の徹底 ●マニフェストの回付を義務化	●処理業の欠格要件を拡充
平 13			●「先行許可証」制度の創設
平 14	●産業廃棄物委託契約書の保存業務を創設 ●し尿等の海洋投入処分を禁止		
平 15	●「廃棄物の疑い物」まで立入調査権を拡大 ●使用済み自動車の保管基準を創設 ●事業系一般廃棄物について委託基準を創設 ●広域的なりサイクル推進のための環境大臣認定制度の創設		●欠格要件該当者等の許可取消しを義務化 ●欠格要件に聴聞通知後の廃止届出者を追加 ●B S E 関連産業廃棄物許可不要制度創設 ●「引越し廃棄物」の許可不要制度創設
平 16			●産廃処理業者の優良評価制の創設 ●収集運搬車に係る表示・書面備付義務化 ●許可申請時の添付書類等の簡素化
平 17	●処理委託契約記載事項を追加 ●再委託規制の明確化	●マニフェストによる規制強化 ●運搬・処分受託者のマニフェスト保存と記載事項追加	●欠格要件該当者の届出義務化 ●各種申請書に、欠格要件に該当しない旨の誓約書添付 ●不正手段による許可取得者を取消事由に追加 ●申請書等添付の「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」へ
平 18	●廃石綿等に関する規制の整備 ●有害物質情報商品廃棄時の情報伝達	●マニフェストに係る報告義務化の適用猶予解除→平成20年度から報告実施	
平 19			
平 21			
平 22	●廃石綿等の埋立処分基準強化 ●不適正に処理された廃棄物を発見した場合、土地所有者等の通報努力義務化 ●優良認定制度の創設 ●欠格要件の見直し ●大臣認定の法律化	●場外保管の事前届出制度の創設 ●建設廃棄物について元請け業者に処理責任を一元化 ●マニフェストA票保存の義務化 ●処理状況確認の努力義務化	●マニフェスト無での廃棄物引き受け禁止 ●適正処理できない状態になった場合、委託者への通知義務化 ●基準に適合しない収集運搬及び保管を措置命令事由に追加 ●積替え保管を伴わない収集運搬について都道府県知事が許可を行うこととした
平 27	●廃水銀等の埋立処分基準強化 ●水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準を創設		
平 30	●二以上の事業者による処理の特例認定制度の創設		●事業の廃止等に伴う通知の義務化 ●事業の廃止等に伴う措置命令の追加

年度	処理施設等	罰則（不法投棄罪）	罰則
昭 45	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理施設 ●構造基準及び維持管理基準 ●施設設置について届出制 ●技術管理者の設置 	● 5万円以下の罰金	
昭 51	<ul style="list-style-type: none"> ●最終処分場の方式、技術基準規定 ●産廃処理責任者 	● 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金	●委託基準違反創設
平 3	●設置について届出制から許可制へ	● 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	●委託基準違反の罰則強化
平 4	●最終処分場の埋立処分の終了の届出		
平 6			
平 9	<ul style="list-style-type: none"> ●生活環境影響調査の実施、申請書の告示・縦覧、関係市町村村長・利害関係者の意見聴取など施設設置手続きの明確化 ●最終処分場の維持管理積立金制度 	● 3年以下の懲役又は1000万円(法人1億円)以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄に法人重課 ●受託禁止違反の創設 ●虚偽のマニフェスト交付を直罰化
平 10	●最終処分場の廃止の確認		
平 12	<ul style="list-style-type: none"> ●人的要件を追加 ●譲受け等の許可制の創設 	● 5年以下の懲役又は1000万円(法人1億円)以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> ●不法焼却の直罰化 ●マニフェストの不交付直罰化
平 13	●焼却施設の一酸化炭素濃度の基準の見直し		
平 14	●ポリ塩化ビフェニル等のプラズマ分解方式追加		
平 15	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物処理施設で一般廃棄物を処理する場合の特例制度(届出制度)の創設 ●廃棄物処理施設整備緊急措置法の併合 	●未遂罪の創設→罰則は既遂罪と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄・不法焼却未遂罪の創設 ●一般廃棄物の不法投棄に法人重課
平 16	<ul style="list-style-type: none"> ●事故時の措置(応急措置・届出義務) ●最終処分場跡地等の管理(形質変更) ●最終処分場の残余容量の記録・閲覧義務化 ●ミニ処分場に係る埋立処分基準の明確化 ●維持管理積立金制度の適用拡大 ●償却基準の見直し ●廃棄物熱分解の処理基準の創設 ●廃プラスチック類破砕施設の基準見直し(圧縮固化基準) ●管理者不在施設の新規許可手続きの簡素化 ●RDF取扱施設(一般廃棄物処理施設)に関する構造、維持管理の基準等 	●準備罪の創設→罰則は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> ●不法焼却の罰則強化 ●不法投棄・不法焼却目的の収集運搬罪(準備罪)の創設 ●指定有害廃棄物の処理の禁止
平 17	<ul style="list-style-type: none"> ●最終処分場維持管理積立金制度の対象拡大 ●生活環境影響調査項目に地下水への影響を追加 		<ul style="list-style-type: none"> ●未処理時のマニフェスト返送に対する直罰化 ●無許可営業・無許可事業範囲変更罪等に法人重課創設 ●無確認輸出の未遂罪・予備罪創設(法人重課)
平 18	<ul style="list-style-type: none"> ●廃石綿等溶融施設の無害化認定制度創設 ●廃石綿等溶融施設を許可対象施設に追加 		
平 19			
平 21	●微量PCB汚染廃電気機器等の処理施設を無害化処理認定制度に追加		
平 22	<ul style="list-style-type: none"> ●定期検査制度の義務化 ●維持管理情報のインターネット等での公開義務化 ●設置許可が取消され、管理者が不在となった最終処分場について、取消された者若しくはその承継人に維持管理を義務付 ●行政代執行を行った際、都道府県知事が維持管理積立金を取戻すことができることとした ●熱回収認定制度の創設 	●法人が不法投棄した場合の罰則強化→3億円以下の罰金	●定期検査受検義務違反→30万円以下の罰金
平 29	<ul style="list-style-type: none"> ●廃水銀等の硫化施設を許可対象施設に追加 ●最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加 		
平 30			●マニフェスト関係の罰則を引き上げ

2 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い

図表 92 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い



3 産業廃棄物に関する相談窓口

産業廃棄物に関する相談は、最寄りの厚生環境事務所（支所を含む。）又は県庁産業廃棄物対策課までお申し出ください。

広島県の環境情報サイトにも各種情報（収集運搬業に係る申請手続き等）を掲載しています。なお、広島市域、呉市域、福山市域については、それぞれの市役所の担当課に相談してください。

広島県の環境情報サイト（ECOひろしま）URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

	担当区域	担当行政窓口	住所・電話番号
県管轄区域	大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181
	府中町、海田町、熊野町、 坂町、安芸高田市、 安芸太田町、北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 環境管理課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 082-228-2111 (内線 5536～5539)
	江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 0823-22-5400
	竹原市、東広島市、大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
	三原市、尾道市、世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
	府中市、神石高原町 〔福山市にのみに事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関する事〕	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課 環境管理係	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 084-921-1311
	三次市、庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181
	〔広島市、呉市又は県外のみ〕 〔事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関する事〕	広島県庁 産業廃棄物対策課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 082-513-2963
政令市管轄区域	広島市	広島市 環境局 業務部 産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2225
	呉市	呉市 環境部 環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3302
	福山市	福山市 経済環境局 環境部 廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1168

4 不法投棄の通報

廃棄物は適正に処理しないと環境汚染につながります。不法投棄に関する情報をお寄せください。

不法投棄110番FAX 082-211-5374（ごみなし）

県HP通報入力フォーム 次のURLアドレスへアクセスするか、QRコードを読み込んでください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=330&check>

※県管轄区域のみ受付。政令市管轄区域に関する情報は、各市役所の担当課へご連絡ください。

